

# 選ぶ眼、 決める力

第19号

2018.3月

## 目次

- ◇消費者教育とは何だろうか。
- ◇青少年のインターネット利用状況と消費者トラブル
- ◇講師を派遣します！「消費者教育講座」
- ◇小学校高学年向けコンテンツ「授業でござる！」をご利用ください！
- ◇仙台市オリジナル消費者教育教材をご活用ください！

## 消費者教育とは何だろうか。



静岡大学教授兼附属島田中学校校長  
消費者庁消費者教育推進委員  
静岡市消費者教育推進地域協議会会長

色川卓男

消費者教育の実践や課題についての論文や家庭科教科書指導書などの著作があり、消費者教育をテーマとした研究や講演などを行っている。

### ●うちの大学では…

今年度、S大学で共通教育科目を受講する色々な学部の2年生に、これまで消費者教育を受けたことがあるかを尋ねると、多くの学生が学んだことはないと答える。また「口約束も契約になる」とことについて話したら、多くの学生が「知らなかった」という。さらに消費生活センターの存在も役割も知らない。このように、少なくとも彼らは中学校、高等学校を通じて、これら知識を身につけていないことになる。それも、この事例が特殊なのではなく、頻繁に見られる学生たちの姿であるところに、この問題の根深さを感じざるを得ない。

### ●消費者教育の必要性と近年の動向

現在の日本社会で生きていて、他人が作った商品やサービスを購入しない者はまずいない。それどころか、自分の身の回りにあるモノを眺めてみればわかるように、すべてが購入したもので生活が成り立っている人がほとんどだろう。このような社会では、当然のことながら、消費を巡る様々な問題が現れてくる。消費生活相談件数も2002年からずっと年間80万件以上が続いており、これは2016年度に約50万件であった交通事故発生件数より遙かに多く、内容

講師を派遣します

## 「消費者教育講座」



仙台市消費生活センターでは、小・中学生や高校生、また教員研修を対象とした消費者教育に関する出前講座を行っています。対象・内容に応じて講師を派遣します。

**講師:** 弁護士、司法書士、金融広報アドバイザー、e-ネットキャラバン専任講師、消費生活センター相談員 等

**テーマ:** 契約の基礎知識  
契約の基本、クーリング・オフの方法、契約が取り消しできる場合など  
金銭・金融教育  
お金の使い方、クレジットカードの管理、多重債務に陥らないためになど  
インターネットトラブルの被害に遭わないために  
インターネットを安全に使うために気をつけること、トラブルの事例や対処法など  
悪質商法の被害に遭わないために  
若者が被害に遭いやすい悪質商法(アポイントメントセールス、キャッチセールス、マルチ商法など)の手口と対処方法などについて  
※テーマ・内容は、ご相談に応じます。

**申込方法:** 実施日の2か月前までに、「仙台市消費者教育講座申込書」に必要事項を記入してFAXでお申し込みください。  
※ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.sendai.jp/kehatsu/kurashi/tetsuzuki/shohi/gakko.html>

※講師謝礼は一切不要です。  
※PTAの講演などのご要望にも対応できます。  
※具体的な内容・時間等については、ご相談のうえで決定します。



消費者教育ウェブ教材「伊達学園」

小学校高学年向けコンテンツ

## 「授業でござる！」 をご利用ください

「授業でござる！」は小学校高学年を対象に、生活とお金についての考え方や賢い買い物の仕方について学ぶことができるコンテンツとして消費者教育ウェブ教材「伊達学園」(<http://dategakuen.com/>)上に掲載しています。

### 消費者教育教材資料表彰2017において 優秀賞を受賞しました!

「授業でござる！」が、学校で効果的に活用できる教材を表彰する「消費者教育教材資料表彰2017」において優秀賞を受賞しました。

小学校家庭科の授業で使用することを目的に、仙台市立の小学校家庭科の先生方で検討・作成した本コンテンツは、学習指導要領に沿い、また消費者庁の消費者教育の体系イメージマップの小学生期に身につけたい項目を学習できる内容となっています。ぜひご利用ください!



## 消費者教育教材をご活用ください!

仙台市オリジナル教材

【小学校向け】



【中学校向け】



貸出も  
行っています!

さまざまなテーマの消費者教育・啓発DVDの貸し出しも行っています。授業やHRなどにご活用ください。  
**New!** 中学生の消費者教育DVD『自立した消費者になろう! 「契約」を学び「権利」と「責任」を自覚する』  
その他 くわしくはホームページをご確認ください。

編集・発行 仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11-1  
141ビル(三越定禅寺通り館)5階  
電話: 022-268-7040 FAX: 022-268-8309  
<https://www.city.sendai.jp/kehatsu/kurashi/tetsuzuki/shohi/index.html>



も複雑化しているといわれている。また、近年の日本では規制緩和等の影響で、消費者の選択の余地が広がっているだけに、消費者の意思決定能力は、これまで以上に求められている。さらに、持続可能な社会やSDGs、そして消費者市民社会というキーワードがでているように、今のままの消費社会を続けると、世界は持続できないと考えられている。このような消費社会の姿やそこに現れる問題について、学ぶ必要があるのではないか。これが消費者教育の出発点である。

これまでに例がないほど、現在、国は学校における消費者教育の充実に取り組んでいる。今度の新学習指導要領では、家庭科3領域の1つとしているだけでなく、内容的にも充実が図られ、新教科公共でも消費がこれまで以上に取り上げられるといわれている。また2012年には消費者教育推進法が制定され、都道府県や政令指定都市では、消費者教育推進計画を策定しており、そこでは学校における消費者教育の充実が特に求められている。

## 消費者教育に求められること

このような状況の中で、いったい何を学ばば良いのだろうか。課題や制度的状況を考慮すると、3つの目標があげられる。第1に「被害に遭わない消費者」、第2に「合理的な意思決定ができる消費者」、第3に「社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者」である。これらが身につくような教育が求められることになる。最終的に、我々は、不断に再生産される複雑な消費システムに支えられ、しかし同時に我々自身が消費システムを動かしていることを自覚しようということである。

この点をもう少し説明しよう。例えば、私たちはコンビニで動き回りながら、膨大な商品の中から購入する商品を選択し、レジで買う。このような行為を無意識に行うことができるのは、表示や契約等法令で定められたルールがあり、事業者がそれに従って商品をおいていると信頼しているからである。そもそもコンビニの立地、店のサイズ、店内の陳列棚、商品のパッケージデザイン、商品の表示など、すべて事業者は綿密に計算している。そして置かれている商品は、フェアトレード商品も含めて世界中から多くの業者を媒介してやってきている。さらに日々、コンビニを支えるシステムに目を向けると、在庫置き場があまりないのにも関わらず、品切れがとても少ない。それは、運送業者が高頻度に少量配送しているからである。多くは24時間365日営業なので、たくさんのアルバイトを雇って、店の営業が可能となっている。このように一つのコンビニでもそれを支える膨大なシステムの上で、商売ができていくことになる。

これに対して、消費者はこのような消費のシステムについて、あまり自覚していないまま購入している。購入をめぐる簡単な法令についての知識だけでなく、組織的に仕組まれている商品販売の戦略に関する知識も曖昧なまま、消費者は巻き込まれている。

それだけに、今日、これら消費をめぐるシステムについて体系的に学習し、消費行動を主体的なものにしていくことが求められているのである。そして、これらを学ぶこと自体が、「消費者の5つの責任」を身につけることにつながるだけでなく、我々の消費のあり方から主体的に見直す消費者市民社会という最終的な到達点に結びつくのだろう。

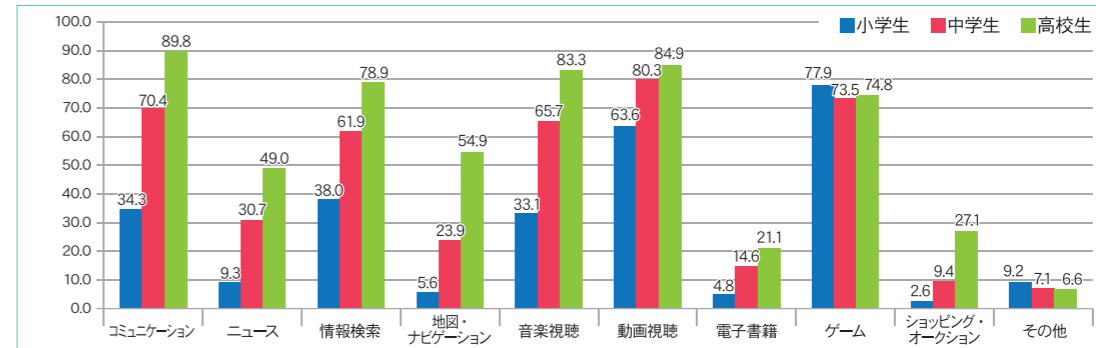
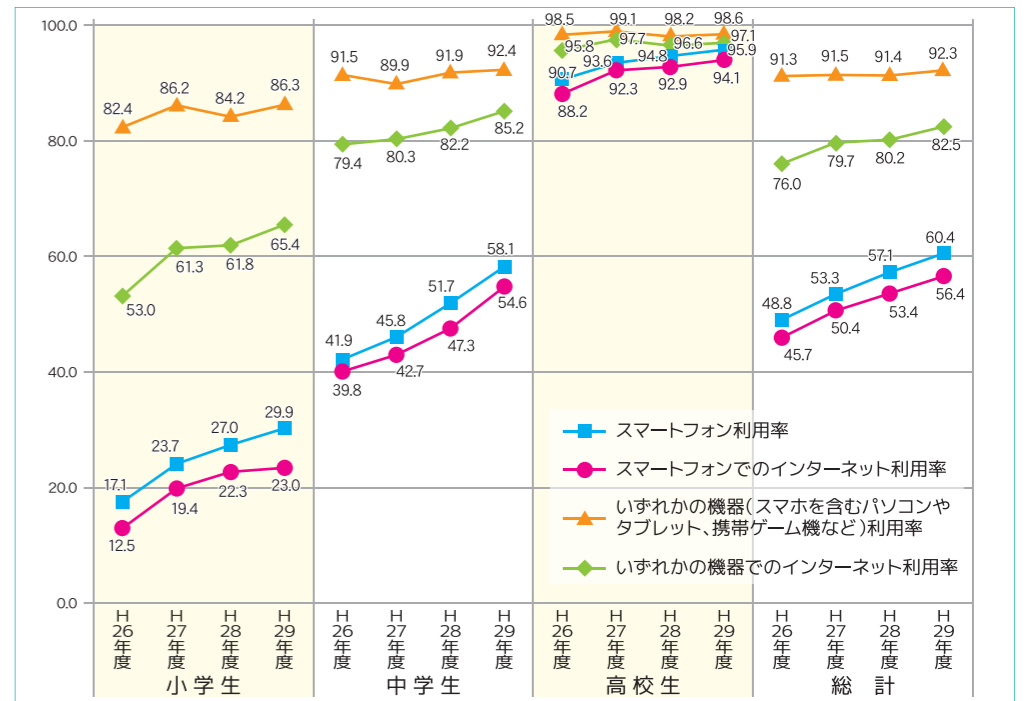
## おわりに

現在、都道府県や政令指定都市では、消費生活センターを「消費者教育の拠点」と位置づけ、地域関係者を巻き込みつつ、取り組んでいるところである。実際に消費生活センターに相談すると、図書館のレファレンス係のように、色々な情報だけでなく、教材等をいただける場合もでてきている。先生方に消費者教育の重要性を再認識していただくとともに、冒頭のような事例が生じないような、生徒たちにしっかり身につく優れた実践が行われていくことを期待している。

## 青少年のインターネットの利用状況

平成30年2月に公表された内閣府が行う「青少年のインターネット利用環境実態調査」の平成29年度の調査結果(速報)によると、平成29年度のスマートフォンの利用率は、小学生が29.9%、中学生が58.1%、高校生が95.9%となっています。全体では60.4%で、そのうち、インターネットを利用しているのは9割以上の56.4%という状況でした。そのほかパソコンやタブレット、携帯ゲーム機などの端末を含めると82.5%にのぼり、インターネット利用率は毎年増加しています。

利用状況では、全体を通じて「動画視聴」と「ゲーム」での利用が多く、年齢が上がるにつれて「コミュニケーション」や「情報検索」など、用途が多様化しているのがわかります。



平成29年度  
インターネットの  
利用状況

資料出典：内閣府  
「平成29年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(速報)」  
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h29/net-jittai/pdf/sokuho.pdf>

## 当センターにおける青少年の消費者トラブル相談の状況

このように、スマートフォンやインターネットの利用が増え、それに伴って消費者トラブルの内容も「デジタルコンテンツ(携帯電話やパソコンなどでインターネットを通じて得られる情報)」に関するものが増えました。

小・中・高校生の相談も、その多くが「ワンクリック詐欺」や「オンラインゲームの高額請求」や「架空請求」など「デジタルコンテンツ関連」となっています。また、最近は通信販売でのトラブルの相談も寄せられています。

相談件数の推移では、件数こそ減少していますが、窓口寄せられる相談は実際に起きているトラブル全体の4～5%程度とされています。トラブルに巻き込まれないよう、インターネットの使い方や、トラブルに遭ってしまった時の対処法を正しく身に付けておくことが重要です。

### 相談の事例

- 小学生の息子がタブレットを使ってオンラインゲームをしているが、登録してあった親のカードで有料アイテムを多数購入していた。翌月カード会社から高額な請求があつて気が付いた。
- 中学生の息子がスマートフォンでアニメサイトを検索中にアダルトサイトに入ってしまった、一方的に登録となり料金を請求された。息子は慌てて退会しようとサイトに連絡し、住所や携帯電話番号を相手に伝えてしまい、料金を今日中に支払うように言われている。
- インターネットのサイトで欲しかった商品が半額だったので注文したところ、サイトから代金を電子マネーで前払いするようメールが来た。コンビニエンスストアから支払ったが商品が届かず、サイトも見つからなくなってしまった。
- 高校生の娘が、写真投稿サイトの広告からダイエットサプリをお試し価格600円で購入した。翌月2回目の商品が届いたので業者に問い合わせたところ定期購入になっており、お試し価格での購入は4回の定期購入が前提であるため中途解約はできないと言われた。

消費生活トラブルで困った時は仙台市消費生活センターへ